

# 総務政策常任委員会資料 (補正)

令和5年3月3日(金)

総 合 政 策 部

## 目次

### I 予算議案

令和4年度2月補正予算案について (議案第43号・第44号関係) . . . . .	3
---	---

### II 特別議案

○宮崎県新型コロナウイルス感染症対策 利子補給等基金条例の一部を改正する 条例(議案第64号) . . . . .	5
○工事請負契約の変更について (議案第72号) . . . . .	7
○工事請負契約の変更について (議案第73号) . . . . .	8
○工事請負契約の変更について (議案第74号) . . . . .	9

### III その他報告事項

○次期総合計画アクションプラン骨子(案) について . . . . .	10
○令和2年度宮崎県県民経済計算について . . . . .	11
○宮崎県中山間地域振興計画の素案について . . . . .	17
○宮崎県離島振興計画の素案について . . . . .	19
○みやざきフードビジネス振興構想の骨子(案) について . . . . .	25
○宮崎県情報化推進計画(中間見直し)の素案 について . . . . .	29
○みやざき文化振興計画(仮称)の素案について . . . . .	32
○令和4年度「人権に関する県民意識調査」 結果の概要について . . . . .	37
○国スポ・障スポに向けた県有主要3施設の 整備状況について . . . . .	41
○県有主要施設(体育館・陸上競技場)の 維持管理について . . . . .	43

# I 予算議案

## 令和4年度2月補正予算案について

(議案第43号関係)  
(議案第44号関係)

### ○ 歳出予算課別集計表(総合政策部)

(一般会計)

(単位:千円)

所 属 名	補 正 額	補正前の額	補正後の額	所 属 名	補 正 額	補正前の額	補正後の額
総 合 政 策 課	▲ 484	3,815,322	3,814,838	デジタ ル 推 進 課	▲ 89,502	1,357,802	1,268,300
秘 書 広 報 課	▲ 13,123	513,871	500,748	生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	▲ 27,801	479,604	451,803
統 計 調 査 課	▲ 13,674	280,070	266,396	み や ざ き 文 化 振 興 課	▲ 755,841	9,350,648	8,594,807
総 合 交 通 課	▲ 282,810	3,970,188	3,687,378	人 権 同 和 対 策 課	▲ 10,412	123,614	113,202
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課	▲ 120,808	885,893	765,085	国 ス ポ ・ 障 ス ポ 準 備 課	▲ 636,046	5,984,022	5,347,976
産 業 政 策 課	▲ 595	571,163	570,568	合 計	▲ 1,951,096	27,332,197	25,381,101

(開発事業特別資金特別会計)

(一般会計+特別会計)

総 合 政 策 課	▲ 13,553	28,042	14,489	総 合 政 策 部 計	▲ 1,964,649	27,360,239	25,395,590
-----------	----------	--------	--------	-------------	-------------	------------	------------

## 繰越明許費補正(追加)

みやざき文化振興課、国スポ・障スポ準備課

議案第43号関係

所属名	事業名	繰越額 (千円)	完成予定 年月日	繰越理由
みやざき 文化振興課	県立芸術劇場大規模改修事業	6,930	令和5年6月30日	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。
みやざき 文化振興課	私立学校スクールバス安全装置導入支援事業	900	令和5年6月30日	国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することによるもの。
国スポ・障スポ 準備課	県有スポーツ施設整備事業	697,058	令和5年9月30日	工法の検討等に日時を要したことによるもの。
計	3事業	704,888		

## Ⅱ 特別議案

### 【議案第64号】 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例

総合政策課

#### 1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対して、利子補給等の支援を引き続き行うため、基金の設置期間の終期の延長を行う。

#### 2 改正の内容

附則で定める基金の設置期間を1年延長する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、 <u>令和9年6月30日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、 <u>令和10年6月30日</u> 限り、その効力を失う。

※ 令和10年4月1日から令和10年6月30日は精算期間

#### 3 施行期日

公布の日

## Ⅱ 特別議案

### 【参考】

実施事業	事業終期	
	改正前	改正後
公共交通事業者等特別利子補給事業	令和8年3月31日	—
中小企業金融円滑化補助金	令和8年3月31日	—
みやざきの農を支えるひなた資金融通事業 〔経済変動・伝染病等対策資金利子補給補助金〕	令和9年3月31日	<b>令和10年3月31日</b>
みやざきの農を支えるひなた資金融通事業 〔農業近代化資金利子補給金 〔農業経営負担軽減支援資金利子補給金〕〕	令和8年3月31日	—
漁業経営緊急対策資金利子補給事業	令和4年3月31日	—

## Ⅱ 特別議案

### 【議案第72号】 工事請負契約の変更について

国スポ・障スポ準備課

#### 1 工事請負契約の概要

- (1) 工事名称 新宮崎県体育館建設主体工事
- (2) 契約金額
  - <変更前> 6, 293, 084, 906円
  - <変更後> 6, 322, 677, 720円(29, 592, 814円増)
- (3) 契約の相手方 清水・都北・内山特定建設工事共同企業体
- (4) 工期 令和3年9月27日から令和7年9月30日まで

#### 2 変更理由

地中障害物の撤去や残土の処分方法の変更等による請負代金額の変更

#### 3 工事概要

- (1) 建設場所 延岡市大貫町 (2) 延べ面積 12, 998㎡
- (3) 階数 地上2階 (4) 構造種別 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造
- (5) 施設概要 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室等

## Ⅱ 特別議案

### 【議案第73号】 工事請負契約の変更について

国スポ・障スポ準備課

#### 1 工事請負契約の概要

- (1) 工事名称 新宮崎県陸上競技場建設主体工事（1工区）
- (2) 契約金額
  - <変更前> 7, 887, 000, 000円
  - <変更後> 8, 040, 802, 915円（153, 802, 915円増）
- (3) 契約の相手方 清水・都北・下森特定建設工事共同企業体
- (4) 工期 令和3年12月13日から令和6年12月13日まで

#### 2 変更理由

杭工事、地盤改良工事及び基礎工事における工法変更等による請負代金額の変更

#### 3 工事概要等

- (1) 建設場所 都城市山之口町
- (2) 施工面積 17, 688㎡
- (3) 階数 地上4階
- (4) 構造種別 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (5) 施設概要 メインスタンド、サイドスタンド、トラック、フィールド



## Ⅱ 特別議案

### 【議案第74号】 工事請負契約の変更について

国スポ・障スポ準備課

#### 1 工事請負契約の概要

- (1) 工事名称 新宮崎県陸上競技場建設主体工事（2工区）
- (2) 契約金額
  - <変更前> 1, 823, 305, 000円
  - <変更後> 1, 838, 529, 814円（15, 224, 814円増）
- (3) 契約の相手方 増田・上田・戸高特定建設工事共同企業体
- (4) 工期 令和3年12月13日から令和6年12月13日まで

#### 2 変更理由

杭工事、地盤改良工事及び基礎工事における工法変更等による請負代金額の変更

#### 3 工事概要等

- (1) 建設場所 都城市山之口町
- (2) 施工面積 5, 121㎡
- (3) 階数 地上2階
- (4) 構造種別 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (5) 施設概要 バックスタンド

### Ⅲ その他報告事項

## 次期総合計画アクションプラン骨子（案）について

総合政策課

### 1 アクションプランに係るこれまでの検討状況

令和4年	8月	総合計画審議会第3回専門部会
	9月	長期ビジョン策定（議決）
	10月以降	アクションプラン策定に向けた課題等の整理
令和5年	1月	大学生との意見交換会
		総合計画審議会第4回専門部会
	3月	<u>2月定例会 総務政策常任委員会</u> <u>（アクションプラン骨子）</u>

1/21 大学生との意見交換会



ワークショップの様子

### 2 アクションプラン骨子

別冊資料のとおり

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	3月	総合計画審議会・専門部会（以降、適宜開催）
	4月以降	パブリックコメント
		市町村との意見交換（県・市町村連携推進会議）
		アクションプラン素案の県議会報告（常任委員会）
		最終調整・答申
	6月	6月定例会（アクションプラン議案提出）



発表の様子

## 令和2年度宮崎県県民経済計算について

統計調査課

### 1 概要

令和2年度の本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、個人消費が減少し、宿泊・飲食サービス業をはじめとする幅広い産業分野で生産活動が低下するなど、企業収益の減少がみられた。

この結果、令和2年度の県内総生産は、名目で3兆6,025億円、実質で3兆5,206億円となった。経済成長率（県内総生産の前年度比）は名目で3.2%の減少、実質で4.0%の減少となり、名目は3年連続、実質は2年連続のマイナス成長となった。

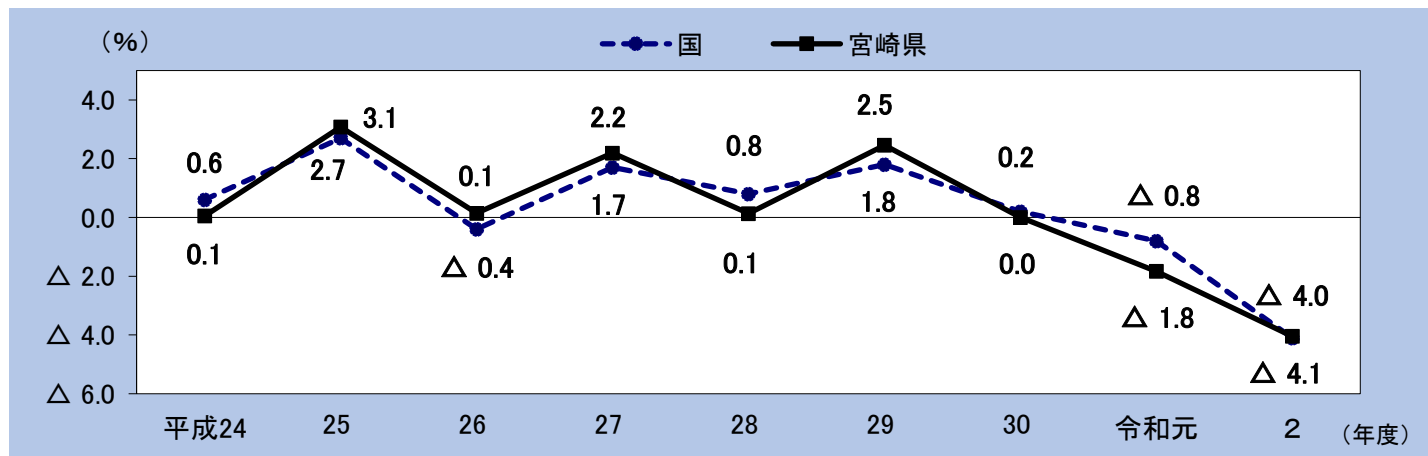
県民所得は2兆4,483億円、1人当たり県民所得は228万8千円となり、県民所得、1人当たり県民所得ともに3年連続の減少となった。

経済成長率（名目）△3.2%（3年連続のマイナス成長）（実質）△4.0%（2年連続のマイナス成長）

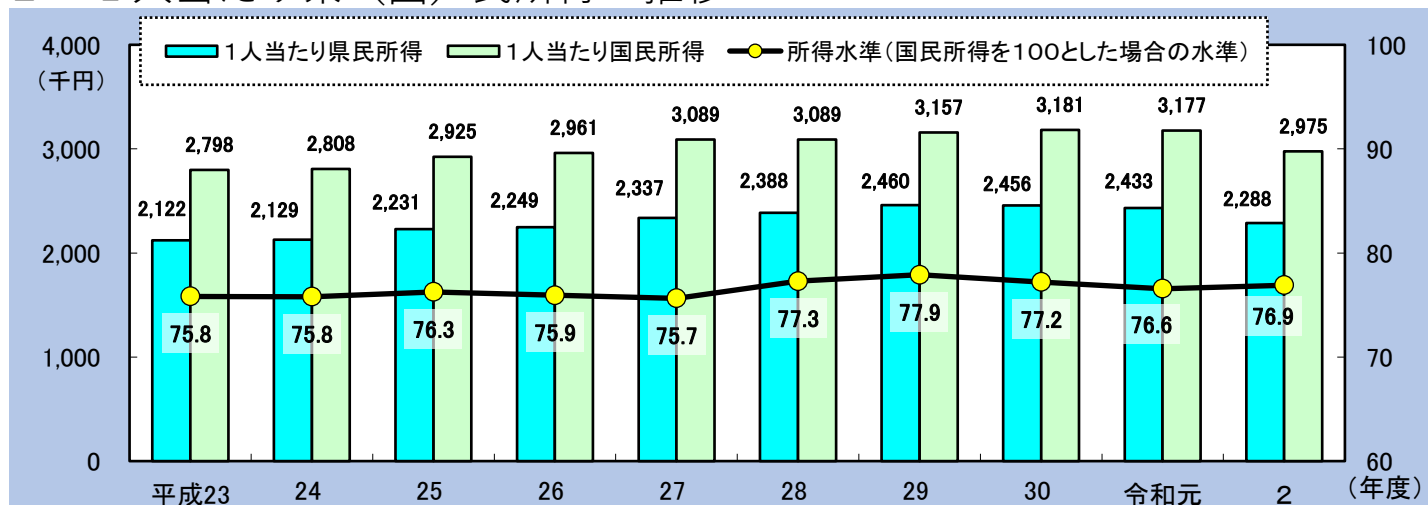
● 県内総生産（名目）	3兆6,025億円	（対前年度増加率	△3.2%）
	（実質）	3兆5,206億円	（同 △4.0%）
● 県民所得	2兆4,483億円	（同	△6.5%）
1人当たり県民所得	228万8千円	（同	△5.9%）

### Ⅲ その他報告事項

図－1 実質経済成長率の推移



図－2 1人当たり県（国）民所得の推移



### Ⅲ その他報告事項

## 2 県内総生産（生産）

製造業等の総生産額が増加したものの、宿泊・飲食サービス業、運輸・郵便業等が減少し、名目県内総生産は3年連続の減少となった。

項目	宮崎県						国		
	2年度				元年度		2年（暦年）		
	実数 （億円）	増加率 （%）	構成比 （%）	寄与度 （%）	実数 （億円）	増加率 （%）	実数 （兆円）	増加率 （%）	構成比 （%）
県内総生産（生産側）	36,025	△3.2	100.0	△3.2	37,219	△1.5	539.1	△3.4	100.0
第1次産業	1,799	△1.4	5.0	△0.1	1,825	7.4	5.5	△4.4	1.0
農業	1,430	△0.9	4.0	△0.0	1,443	10.4	4.7	△3.1	0.9
林業	156	△6.6	0.4	△0.0	167	△0.2	0.2	△6.7	0.0
水産業	213	△1.0	0.6	△0.0	215	△4.4	0.6	△12.3	0.1
第2次産業	8,970	4.7	24.9	1.1	8,568	△7.0	139.0	△3.2	25.8
鉱業	15	△4.4	0.0	△0.0	15	△4.6	0.4	△0.1	0.1
製造業	6,830	10.0	19.0	1.7	6,210	△7.0	107.8	△4.4	20.0
建設業	2,126	△9.2	5.9	△0.6	2,342	△7.0	30.8	1.2	5.7
第3次産業	25,075	△5.7	69.6	△4.1	26,594	△0.1	391.8	△3.4	72.7
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1,098	△7.5	3.0	△0.2	1,186	0.1	17.3	1.4	3.2
卸売・小売業	3,940	△6.8	10.9	△0.8	4,225	△2.4	68.7	△0.9	12.7
運輸・郵便業	1,565	△17.9	4.3	△0.9	1,906	3.2	22.8	△23.9	4.2
宿泊・飲食サービス業	567	△41.2	1.6	△1.1	963	△11.0	8.9	△35.3	1.7
情報通信業	1,124	2.1	3.1	0.1	1,102	△4.5	27.4	0.9	5.1
金融・保険業	1,127	△10.6	3.1	△0.4	1,261	8.1	22.7	0.3	4.2
不動産業	3,311	0.2	9.2	0.0	3,306	△0.0	65.8	0.1	12.2
専門・科学技術、業務支援サービス業	2,061	△3.4	5.7	△0.2	2,134	△2.4	47.0	1.2	8.7
公務	2,760	0.9	7.7	0.1	2,736	3.0	27.9	0.1	5.2
教育	1,605	△0.6	4.5	△0.0	1,615	△0.5	19.1	△0.7	3.5
保健衛生・社会事業	4,600	△1.1	12.8	△0.1	4,651	2.8	44.1	0.7	8.2
その他のサービス	1,317	△12.7	3.7	△0.5	1,508	△3.9	20.2	△10.8	3.7

※ 県内総生産は、「輸入品に課される税・関税」等が加算・控除されているため、各産業の合計とは一致しない。

### Ⅲ その他報告事項

## 3 県民所得（分配）

県民雇用者報酬は増加したものの、財産所得及び企業所得が減少したことにより、県民所得は3年連続で減少した。

項目	宮崎県						国		
	2年度				元年度		2年度		
	実数 (億円)	増加率 (%)	構成比 (%)	寄与度 (%)	実数 (億円)	増加率 (%)	実数 (兆円)	増加率 (%)	構成比 (%)
県民所得	24,483	△6.5	100.0	△6.5	26,198	△1.6	375.4	△6.6	100.0
県民雇用者報酬	18,437	0.3	75.3	0.2	18,376	0.8	283.6	△1.5	75.5
財産所得	870	△2.6	3.6	△0.1	893	△11.7	25.7	0.3	6.8
一般政府（地方政府等）	64	△13.1	0.3	△0.0	73	1.7	△0.7	△137.0	△0.2
家計	776	△1.6	3.2	△0.0	789	△12.9	26.1	2.0	7.0
対家計民間非営利団体	31	△2.1	0.1	△0.0	31	△9.2	0.3	△0.1	0.1
企業所得	5,176	△25.3	21.1	△6.7	6,929	△6.1	66.1	△25.2	17.6
民間法人企業	2,554	△40.4	10.4	△6.6	4,288	△11.7	36.7	△34.1	9.8
公的企業	44	△55.5	0.2	△0.2	98	△31.6	1.4	△23.0	0.4
個人企業	2,578	1.4	10.5	0.1	2,543	6.8	28.0	△9.2	7.5

※ 県民雇用者報酬…賃金・俸給、退職一時金、社会保障費の雇主負担分

### Ⅲ その他報告事項

## 4 県内総生産（支出）

民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出及び県内総資本形成が減少した。

(名目) 項目	宮崎県						国		
	2年度				元年度		2年度		
	実数 (億円)	増加率 (%)	構成比 (%)	寄与度 (%)	実数 (億円)	増加率 (%)	実数 (兆円)	増加率 (%)	構成比 (%)
県内総生産（支出側）	36,025	△3.2	100.0	△3.2	37,219	△1.5	537.6	△3.5	100.0
民間最終消費支出	20,881	△8.6	58.0	△5.3	22,844	0.7	288.5	△5.1	53.7
地方政府等最終消費支出	7,427	△0.2	20.6	△0.0	7,445	1.4	113.8	1.8	21.2
県内総資本形成	9,409	△7.8	26.1	△2.1	10,201	3.7	135.7	△5.3	25.2
総固定資本形成	9,844	△1.6	27.3	△0.4	10,009	3.1	136.7	△3.9	25.4
民間	6,919	△6.3	19.2	△1.3	7,388	0.7	105.9	△6.3	19.7
うち住宅	1,320	△8.0	3.7	△0.3	1,434	9.3	19.9	△7.1	3.7
うち企業設備	5,600	△5.9	15.5	△1.0	5,954	△1.2	86.0	△6.1	16.0
公的	2,925	11.6	8.1	0.8	2,621	10.5	30.8	5.3	5.7
在庫変動	△436	-	△1.2	△1.7	192	-	△1.1	-	△0.2
財貨・サービスの移出入（純）・ 統計上の不突合	△1,692	48.3	△4.7	4.2	△3,272	△58.8	△0.4	-	△0.1

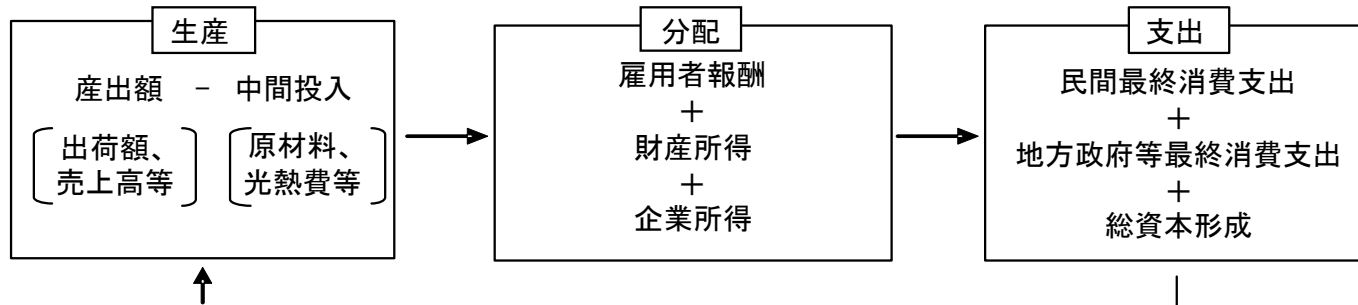
※ 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合＝財貨・サービスの移出－財貨・サービスの移入＋統計上の不突合

### Ⅲ その他報告事項

#### 県民経済計算とは

私たちは、経済活動を営むことにより、新たな価値(付加価値)を生み出しています。県民経済計算は、この付加価値を、「生産」、「分配」、「支出」の3つの異なった側面から把握して、県全体の経済を包括的にとらえる指標です。経済活動によって生み出された付加価値は、労働者や企業に賃金や利潤として分配され、分配された所得は消費や投資として支出されます。「生産」、「分配」、「支出」は同じ付加価値の流れを異なる側面から見たもので、これらは概念的に等しくなります。(三面等価)

※「分配」にあたる「県民所得」は、推計時に「生産」で推計する「固定資本減耗」等を除いていること等から、公表値が「生産」、「支出」と等しくなっていません。





### Ⅲ その他報告事項

## 宮崎県中山間地域振興計画の素案について

中山間・地域政策課

### 1 次期計画について

急速な人口減少・少子高齢化の進行から生じる様々な課題に対応するため、令和5年度から令和8年度までの4年間に中山間地域において取り組むべき施策を示す新たな計画を策定する。

### 2 計画素案の概要

次ページのとおり

### 3 今後のスケジュール

令和5年3月	2月定例会	総務政策常任委員会（素案報告）
3月～4月	パブリックコメント	
6月	6月定例会	（議案提出）

### Ⅲ その他報告事項

#### 目指す将来像

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「暮らし」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「暮らしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域

#### 重点施策

##### ひと

- 戦略的な移住・定住の促進
- 地域を担う次世代の育成
- 外部人材の活力の取り込み
- さらなる関係人口の創出・拡大

##### 暮らし

###### I 暮らしを守る・支える

###### 「宮崎ひなた生活圏づくり」

- 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保
- 地域運営組織の形成促進
- 子育て環境の充実
- 防災・減災のための体制づくり

###### II 暮らしのゆたかさの継承

- 多面的機能の維持・保全
- 中山間地域の魅力の発信

##### しごと

- 担い手の確保・育成
- 中山間地域の特性に合った産業の振興
- 地域資源を生かした稼ぐ力の向上
- 新しい技術や手法の導入
- 地域経済循環の促進

#### 継続して行う基盤づくり

- 産業基盤の整備
- 県土づくり
- 環境の保全

### Ⅲ その他報告事項

## 宮崎県離島振興計画の素案について

中山間・地域政策課

### 1 計画策定の理由

離島振興法の一部を改正する法律（令和4年法律第92号、以下「改正離島振興法」という。）が令和4年11月に成立し、令和5年4月から施行されることを受け、離島振興対策実施地域の自立的発展への取組を展開していくため、第八次「宮崎県離島振興計画」を策定するもの。

※ 離島振興法は、昭和28年に10年の時限立法として議員発議で制定されて以降、今回で7度目の延長となる。

（参考1）改正離島振興法に新たに追加された主な内容

- 努力義務の新設（都道府県による離島市町村への支援に関する事項）
- 記載事項の充実（計画の目標及びフォローアップ等に関する事項ほかを追加）
- 配慮規定の充実（「空家活用」や「遠隔教育」等を明記）

（参考2）本県離島の概況

島名	人口	世帯数	高齢化率	面積	本土との距離
島野浦島（延岡市）	709人	391世帯	54%	2.85km <sup>2</sup>	5.5 km
大島（日南市）	2人	2世帯	100%	2.08km <sup>2</sup>	2.0 km
築島（串間市）	7人	3世帯	71%	0.24km <sup>2</sup>	0.15km

- ・人口は、令和4年4月1日時点の住民基本台帳の情報（※大島の2人は島外に在住）
- ・3島とも基本的な生活基盤整備は完了している。
- ・島野浦島のみ義務教育学校、診療所、介護保険サービス施設がある。

### Ⅲ その他報告事項

## 2 計画素案の概要

### (1)対象地域

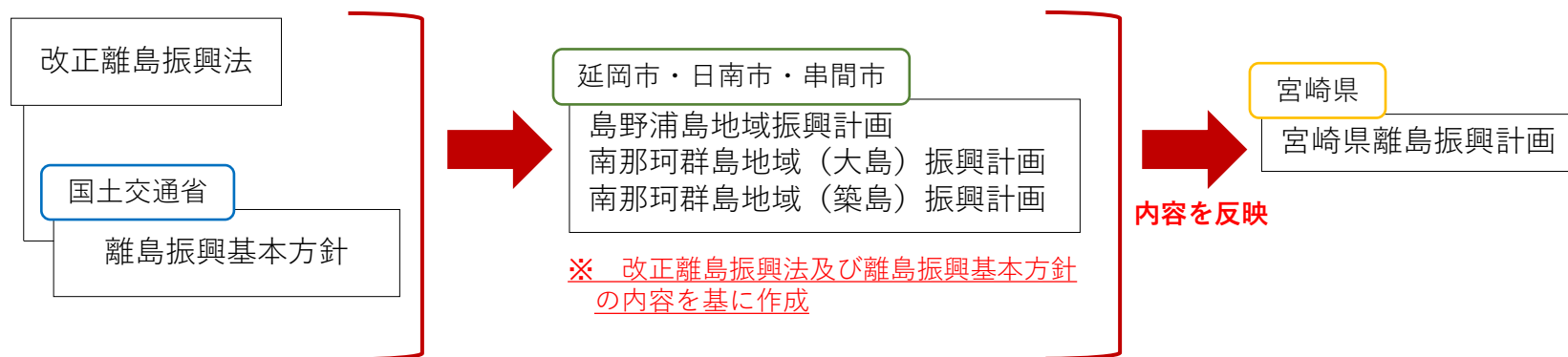
島野浦島（延岡市）、大島（日南市）、築島（串間市）

### (2)計画期間

令和5年度から令和14年度の10年間（延長された法期限に同じ）

### (3)策定方法

国の離島振興基本方針に基づき各市が作成する離島振興計画案の内容を反映し、計画を定める（法第4条）。



## 3 スケジュール

令和4年1月～令和5年1月	法改正を受け、各市が離島振興計画（案）を作成
令和5年3月	2月定例会 総務政策常任委員会（素案報告）
3月中旬～4月中旬	パブリックコメント
4月下旬	国に提出

【その他報告事項】宮崎県離島振興計画の素案について

### Ⅲ その他報告事項

## 4 計画素案の内容

- |  |   |
|--|---|
| <p>第1章 離島振興の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 計画の趣旨</li><li>2 計画の対象地域</li><li>3 計画の期間</li><li>4 計画の目標</li><li>5 離島振興計画のフォローアップ等</li><li>6 計画の性格</li><li>7 離島振興の基本的な考え方</li><li>8 県の責務</li><li>9 離島振興事業の推進</li></ol> <p>第2章 分野別の施策</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 交通通信体系の整備<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 交通体系の整備</li><li>(2) 人の往来等に要する費用の低廉化</li><li>(3) 高度情報通信ネットワーク等の充実</li></ol></li><li>2 産業の振興<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 水産業の振興</li><li>(2) 水産動植物の生育環境の保全及び改善</li><li>(3) 地域資源等の活用による産業振興等</li><li>(4) 場所に制約されない働き方の普及等を踏まえた対応</li></ol></li><li>3 雇用機会の拡充、職業能力の開発及び就業の促進</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>4 生活環境の整備</li><li>5 医療の確保<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 無医地区における医療の確保</li><li>(2) 無医地区以外の地区における医療の充実</li></ol></li><li>6 介護サービス等の確保等</li><li>7 高齢者の福祉及びその他の福祉の増進</li><li>8 教育及び文化の振興<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教育の振興</li><li>(2) 文化の振興</li><li>(3) 研究施設の整備等</li></ol></li><li>9 観光の開発</li><li>10 国内及び国外の地域との交流の促進</li><li>11 自然環境の保全及び再生</li><li>12 再生可能エネルギーの利用</li><li>13 災害を防除するために必要な国土保全施設整備等の防災対策</li><li>14 人材の確保及び育成</li><li>15 感染症が発生した場合等の対策</li></ol> <p>第3章 地域別の振興計画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 島野浦島地域振興計画</li><li>・ 南那珂群島地域（大島）振興計画</li><li>・ 南那珂群島地域（築島）振興計画</li></ul> |
|--|---|

### Ⅲ その他報告事項

## 第1章 離島振興の基本方針

### 【離島の現状】

本県の離島は、いずれも小規模な外海本土近接型であり、本土との一体的な生活・経済圏を形成している。そのため、本土との連携を基本方針として、生活環境の整備充実を図るとともに、基幹産業である水産業を中心とした産業の振興を図るなど、定住条件の改善を推進してきたところである。

### 【離島の課題】

人口減少や少子高齢化など人口構造が大きく変化していく中で、地域の連携や交流によって、その機能や活力の維持向上を図っていくことが重要である。

### 【計画の目標】

離島地域の基幹産業である水産業の振興を図るとともに、住民が安心して離島での生活を維持できるよう、本土との連携強化等を促進する。

また、温暖で豊かな自然を有する本県離島地域の魅力の発信や地域づくりの支援を通じて、交流人口及び関係人口の創出・拡大を図り、離島地域の活性化を推進する。

【その他報告事項】 宮崎県離島振興計画の素案について

### Ⅲ その他報告事項

## 第2章 分野別の施策（主な内容又は新たに追加した内容等）

### ○ 交通通信体系の整備

海上交通では、人の往来や物資の輸送に費用が多くかかるため、運行事業者の経営安定化や流通の効率化など、離島航路に係る費用の低廉化に向けた取組を支援する。

### ○ 産業の振興

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画に基づき、基幹産業である水産業の成長産業化を支援するとともに、経営の合理化や高付加価値化等による所得の向上及び経営の安定を図る。また、中核となる漁業者の育成に努める。

### ○ 生活環境の整備

離島地域における定住促進を図るため、空き家の利活用等に係る取組を支援する。

### ○ 教育及び文化の振興

ICT技術を活用した遠隔授業等により、他地域の学校や地域人材との交流を促進し、児童生徒の社会性やコミュニケーション能力等の育成を図る。

### ○ 人材の確保及び育成

地域おこし協力隊やボランティアによる地域活動、外部専門家による地域支援等、外部人材の活力を取り込みながら地域の活性化を図る。

### Ⅲ その他報告事項

## 第3章 地域別の振興計画

### ○島野浦島地域振興計画

#### 【振興の方針等】

- ・安定した離島航路の確保、運行事業者の経営改善、島民の負担軽減の検討
- ・水産基地としてのポテンシャルを生かした水産業の振興
- ・「特定地域づくり事業協同組合」の活用等による担い手の確保、育成
- ・空き家利活用に向けた情報発信やリフォーム補助等の取組の推進
- ・島野浦学園における地域IoTを活用した遠隔授業の実施
- ・豊かな自然や伝統文化を生かした体験型観光メニューの充実

### ○南那珂群島地域（大島）振興計画

#### 【振興の方針等】

- ・市営旅客船、港湾施設、道路、離島体験施設等の基盤施設の保全と利用促進
- ・栽培漁業の推進や魚礁の設置等による水産業の振興

### ○南那珂群島地域（築島）振興計画

#### 【振興の方針等】

- ・航路の利便性の向上
- ・栽培漁業の推進や魚礁の設置等による水産業の振興
- ・救急搬送体制の充実

【その他報告事項】 宮崎県離島振興計画の素案について



### Ⅲ その他報告事項

## みやざきフードビジネス振興構想の骨子（案）について

産業政策課

### 1 改定の趣旨

フードビジネスの成長産業化に向けた取組を更に推進するため、今年度で終期を迎える現行構想について、令和5年度から令和8年度までの4年間に取組む施策の方向性を示す、新たな構想へ改定する。

### 2 改定の経緯

令和4年

6月 6月定例会 総務政策常任委員会  
(改定について報告)

8月～ 庁内関係各課との意見交換

9月 県内事業者アンケート・ヒアリング調査

11月 有識者意見交換会（講演・意見交換）

令和5年

1月 庁内関係各課及び関係団体との意見交換会

### 3 現状と課題

#### (1) これまでの取組

平成25年の構想策定以降、県産品の高付加価値化を共通のテーマとして、販路拡大や人材育成に取り組んできた結果、食品関連産業生産額は着実に増加。令和元年度は新型コロナの影響等により減少。

#### これまでの主な取組

##### ○支援体制の構築

- ・フードビジネス相談ステーション開設（H25～）
- ・6次産業化サポートセンター開設（H25～R3）  
（R4～フードビジネス相談ステーションに統合）
- ・フード・オープンラボ開設（H26～）
- ・食の安全分析センター開設（H27～）
- ・おいしさ・リサーチラボ開設（H30～）

##### ○人材育成の推進

- ・みやざき6次化チャレンジ塾開講（H24～R3）  
（R4～ひなたMBA（フードビジネス部門）に統合）
- ・みやざきフードビジネスアカデミー（MFBA）開講（H26～H29）
- ・ひなたMBA（フードビジネス部門）（H30～）
- ・各種講習、セミナーの開催

#### 食品関連産業生産額の推移



出典：産業政策課（統計調査課調べ）

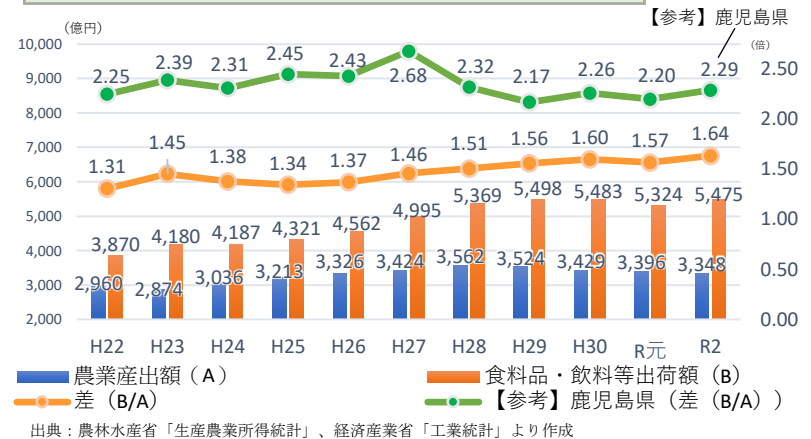
### Ⅲ その他報告事項

#### (2) 本県フードビジネスの現状と課題

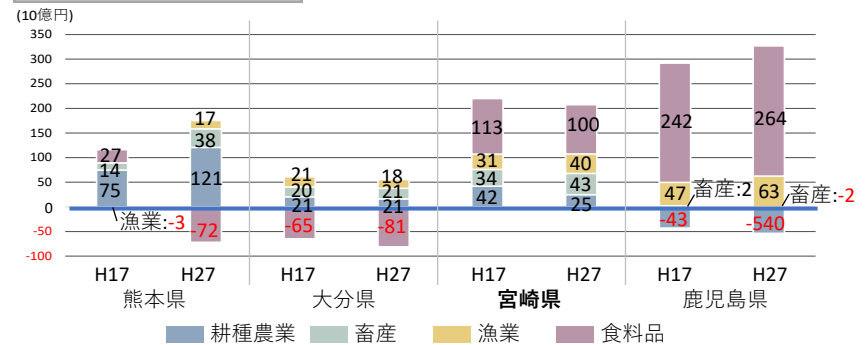
現行構想における取組の視点	現状と課題
高付加価値化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食関連産業の付加価値額※                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に平成23年度比で14.5%増</li> <li>・全国及び周辺県を上回る伸び</li> <li>・近年は減少傾向</li> </ul> </li> <li>○農業産出額に対する食料品・飲料等出荷額の比率が低い</li> </ul>
みやぎきの食の魅力発信と販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食関連産業の出荷額※                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に平成23年度比で21.8%増</li> <li>・全国及び周辺県を上回る伸び</li> <li>・近年は減少傾向</li> </ul> </li> <li>○県際収支                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食関連産業の全てにおいて黒字であり、本県の貴重な外貨獲得手段</li> <li>・さらなる黒字額の増加が期待される</li> </ul> </li> <li>○県内事業者から県に対する期待                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県産品のブランド向上」「広報・プロモーション」が多数</li> </ul> </li> </ul>
生産性向上と良質な雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就業者1人あたりの売上高                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・林業は全国平均を上回る</li> <li>・食料品製造業は全国平均を下回る</li> </ul> </li> <li>○食料品製造業では、資産（設備）の有効活用・再編や事業所の集約化・規模拡大が遅れている</li> <li>○IT化・スマート化の取組が進んでいない</li> </ul>

※県民経済計算における農林水産業及び食料品製造業の実績値

#### 農業産出額と食料品・飲料等出荷額の推移



#### 県際収支



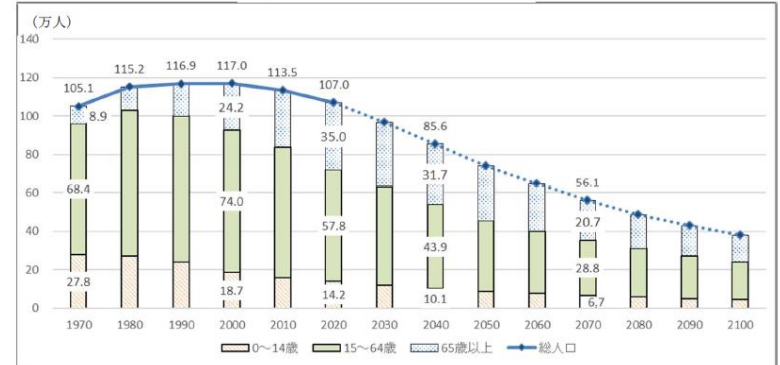
### Ⅲ その他報告事項

#### 4 フードビジネスを取り巻く環境

##### フードビジネスを取り巻く環境の変化

<p>少子高齢化・人口減少の急速な進展と世界人口の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口（今後の見込み）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の人口は減少、世界人口は増加し、国内需要が減少、海外需要が増加</li> </ul> </li> <li>○本県の就業人口（今後20年間の見込み）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業は2万7千人(48.2%)の減少</li> <li>・製造業は1万人（15.1%）の減少</li> </ul> </li> </ul>
<p>新型コロナの影響と消費行動の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家計の消費支出が減少した一方で、インターネットを利用した支出額が増加</li> <li>○消費における「こだわり志向」が顕著になり、自分が気に入った付加価値には対価を支払う「プレミアム消費」スタイルが増加</li> </ul>
<p>SDGsの広がり と環境意識の高まり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SDGsの認知が広がっており、中でも「食品ロスの削減」への注目が高まっている</li> <li>○倫理的消費（エシカル消費）への関心が高まっており、海外では、ヨーロッパを中心に食品の環境負荷に関する表示をルール化する動きが高まっている</li> </ul>
<p>テクノロジーを活用した食の課題解決（フードテック）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食糧不足や労働力不足、環境負荷などの食を巡る様々な課題の解決手段として、食の分野にデジタルやバイオ等の最新のテクノロジーを活用する「フードテック」が注目されており、近年、フードテック分野への投資が急増している</li> </ul>

##### 長期的な人口推計（宮崎県）



出典：2020年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は宮崎県独自推計により作成

##### 世界のフードテック市場規模予測

フードテック市場規模（兆円）	2020年（R2）	2050年
精密農業	0.5	0.6
昆虫飼料	0.1	24.2
陸上養殖	0.04	4.7
代替肉	12.0	138.0
ゲノム編集育種	0.2	14.1
完全栄養食品	4.9	57.5
コーティング・包装・容器技術	2.6	3.2
スマートキッチン	1.5	26.3
特殊冷凍技術	0.6	5.8
レシピ・賞味期限管理アプリ	0.3	0.7
食品残渣処理システム	1.3	4.1
合計	24.0	279.2

出典：農林水産省「令和2年度フードテックの振興に係る調査委託事業報告書」より作成

### Ⅲ その他報告事項

#### 5 構想改定の方向性

これまでの取組により一定の成果を上げているものの、課題の解決には至っておらず、**取組の継続が必要**。さらに、変化の激しい市場や社会に対応した**新たな取組が求められる**。

##### 基本目標

##### 継続と革新による持続可能なフードビジネスの発展

次期構想では、これまで着実に実績を積み上げてきた取組の継続に加え、社会環境の変化を踏まえた新たな価値の創造や人口・労働力減少下にあっても成長を続けられる生産性の向上、大規模市場や成長が見込まれる市場をターゲットとした戦略的な販路拡大など、より革新的な取組を推進し、持続可能なフードビジネスの発展を目指す。

#### 6 みやざきフードビジネス振興構想骨子（案）

はじめに

##### 【構想の趣旨】

本県フードビジネス振興に関する施策の基本的な方向性を示すもの

##### 【推進期間】

令和5年度～令和8年度（4年間）

##### 第1章 【本県の現状と課題】

- 素材供給型の産業構造
- 外貨の獲得
- 低い労働生産性

##### 第2章 【フードビジネスを取り巻く環境】

- 少子高齢化・人口減少の急速な進展と世界人口の増加
- 新型コロナの影響
- 技術革新、デジタル化の進展
- 持続可能な社会づくり（SDGs）

##### 第3章 【目指す姿と取組の展開】

- 基本目標  
継続と革新による持続可能なフードビジネスの発展
- 取組の展開

##### 作る（生産・製造）

高付加価値化と生産性向上の推進

- 1 産地加工の推進と選ばれる商品づくり
- 2 基盤整備と生産性向上
- 3 地域と調和した企業参入

##### 売る（流通・販売）

販路拡大と魅力発信

- 1 市場分析
- 2 大規模市場での販路拡大
- 3 みやざきの食の魅力発信

##### 繋ぐ・支える（支援）

支援体制の強化

- 1 相談・支援機関の強化と活用推進
- 2 フードビジネスを担う人材・企業の育成

## 宮崎県情報化推進計画（中間見直し）の素案について

デジタル推進課

### 1 見直しの趣旨

人口減少が進行する中、地域や産業を支える人財確保や暮らしに必要なサービスの維持、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響からの地域経済の再始動など、ICT利活用の重要性の高まりを受け、令和3年3月末に取組期間を4年間とする現計画を策定・公表。

今回、策定から2年を経過し、デジタル化の急速な進展や国の動向を踏まえて、各分野の推進事項の見直しを行うと共に、具体的な取組推進に向けたアクションプランを設けるなどを実施するもの。

### 2 現計画概要

#### (1) 期間

令和3年度から令和6年度（4年間）

#### (2) 内容

施策の基本的方向として、下記3つの柱と各分野でのデジタル化の推進項目を示したもの

「県民本位のデジタルガバメントの推進」

「安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興」

「デジタル社会を支える情報環境の整備・充実」

### Ⅲ その他報告事項

#### 3 見直しのポイント

- (1) 社会変化や国の動向を反映
  - ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）
  - ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画策定
  - ・ デジタル田園都市国家構想基本方針および総合戦略の閣議決定
  - ・ 自治体DX推進計画の改定 等
  
- (2) 上位計画である宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」改定との調整
  
- (3) 計画終期に向けた具体的な取組推進のためのアクションプラン設定  
4部会（デジタル・ガバメント、暮らしと教育・文化、地域産業、情報環境）において、「10年後において目指す姿」、「今後2年間の具体的な取組」、「主なKPI」を設定

#### 4 見直しのスケジュール（予定）

令和5年2月	第4回宮崎県デジタル化推進本部会議	（計画見直し素案の決定）
3月	2月定例会 総務政策常任委員会	（計画見直し素案の報告）
	宮崎県市町村IT推進連絡協議会	（計画見直し素案への意見聴取）
	デジタル社会推進協議会（産学官）	（計画見直し素案への意見聴取）
6月	第5回宮崎県デジタル化推進本部会議	（計画見直し案の決定）
	6月定例会 総務政策常任委員会	（計画見直し案の報告）
	公表	

### Ⅲ その他報告事項

#### アクションプラン設定例

部会	項目/分野	10年後において目指す姿	今後2年間の具体的取組	主なKPI
デジタル・ガバメント	行政手続 オンライン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面を不要とする行政手続についてオンライン申請化</li> <li>ワンストップ・ワンスオンリーの実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請システムの研修拡充による人材育成及び手続きオンライン化実装支援体制の整備</li> <li>年間受付件数が100件以上の手続のオンライン化</li> </ul>	オンライン申請 対応手続数+30件 (庁内受付数の70%をカバー)
	DX推進 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>役割に応じた各種デジタル人材を各部局に配置</li> <li>職員自身によるICTツールを利用した業務改善の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の役職に応じた研修受講内容の整理及び実施</li> <li>外部機関の研修受講の検討</li> <li>デジタルに関する国家資格取得等の推奨・支援</li> </ul>	庁内のデジタル人材 (国家資格取得者等) +100名
暮らしと 教育・文化	地域交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的地までの円滑な移動</li> <li>ニーズに応じた効率的な移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MaaSの推進支援（利用エリアの拡大）</li> <li>バスのデジタル化支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用エリア2→4地区</li> <li>コミュニティバス運行中市町村(24)における デマンド化</li> </ul>
地域産業	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>各産業分野における事業者の規模や業種に応じたデジタル化により、規模を維持しつつ成長分野を生み出せる産業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業のデジタル化に向けたきめ細かな相談対応</li> <li>DXセミナーやDX塾等による啓発及び人材育成</li> <li>DX実装支援による好事例の創出</li> </ul>	デジタル化に取り組む事業者数：250者増
情報環境	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もがデジタルを活用できる社会</li> <li>安心してインターネットが利用できる社会</li> <li>高度デジタル専門人材が育成・確保され、地域で活躍している社会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者へのスマートフォン利用講座</li> <li>インターネットトラブル防止に関する講習会開催</li> <li>デジタル技術活用を前提とした業務改善の提案ができる専門人材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市町村での開催</li> <li>実施回数30回以上</li> <li>専門人材2名以上確保</li> </ul>

### Ⅲ その他報告事項

## みやざき文化振興計画（仮称）の素案について

みやざき文化振興課

### 1 策定の趣旨

「宮崎県文化振興条例」（令和4年3月14日施行）第9条に基づき策定する。

### 2 計画（素案）の概要

#### (1) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間

#### (2) 基本目標

一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して

#### (3) 目指す姿

- 県民誰もが文化に親しみ、身近に感じることができるみやざき
- 県民が文化活動の主体となり、その能力を十分に発揮するみやざき
- 県民がふるさとの文化に誇りと愛着を持つみやざき
- 県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざき



### Ⅲ その他報告事項

## 2 計画（素案）の概要

### (4) 基本施策

- 文化を実感できる環境づくり
- 文化を支え、育む人づくり
- 文化を活用した地域づくり

### (5) 重点を置く視点及び施策の体系

次のページのとおり

#### 【参考】 これまでの取組

令和4年		
6月	6月定例会	総務政策常任委員会 (策定について報告)
7月～8月	第1回みやざきの文化を考える地区別懇談会	
10月	第1回みやざきの文化を考える懇談会	
12月	11月定例会	総務政策常任委員会 (骨子案報告)
令和5年		
2月	第2回みやざきの文化を考える懇談会	

## 3 今後のスケジュール

令和5年3月	2月定例会	総務政策常任委員会（素案報告）
3月～4月	パブリックコメント	
6月	6月定例会	総務政策常任委員会（報告）

#### 【重点を置く視点】

##### 1. 文化の裾野の拡大

より多くの県民が文化に興味関心を持ち、理解を深められるような環境・人材づくりを行っていきます。

##### 2. 様々な分野との連携の推進

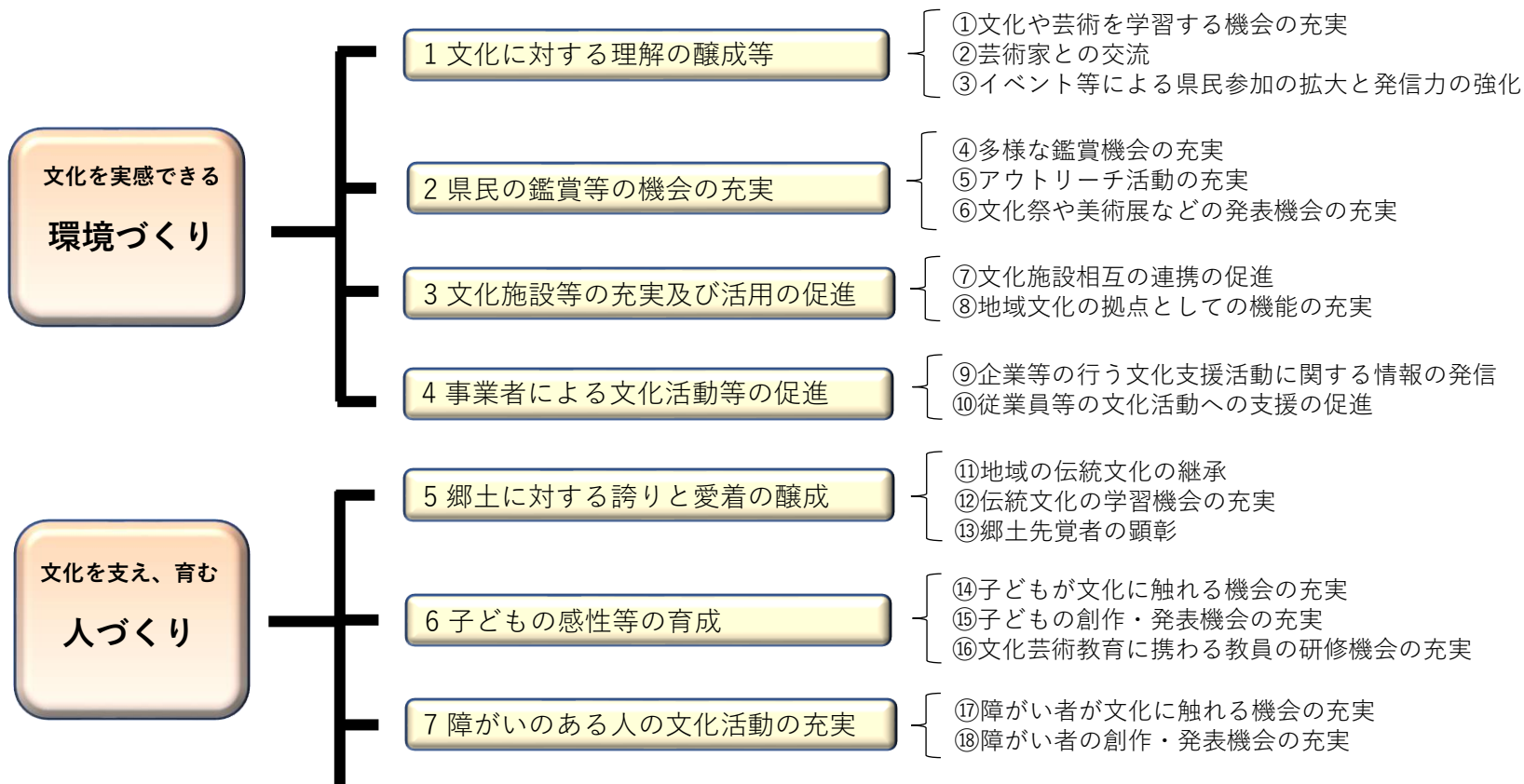
文化の有する創造性や多様な価値を生かし、異なる分野の主体や施策と連携し、地域の魅力を増進します。

#### 【主な取組等】

- 多様な鑑賞機会の充実
- 創作・発表機会の充実
- 誰もが文化に触れる機会の充実
- 文化を担う人材の育成・支援
- 事業者が行う従業員等の文化活動への支援の促進
- 文化を活用した地域づくりの推進
- 文化を活用した観光・産業の振興
- 多様な文化交流の促進

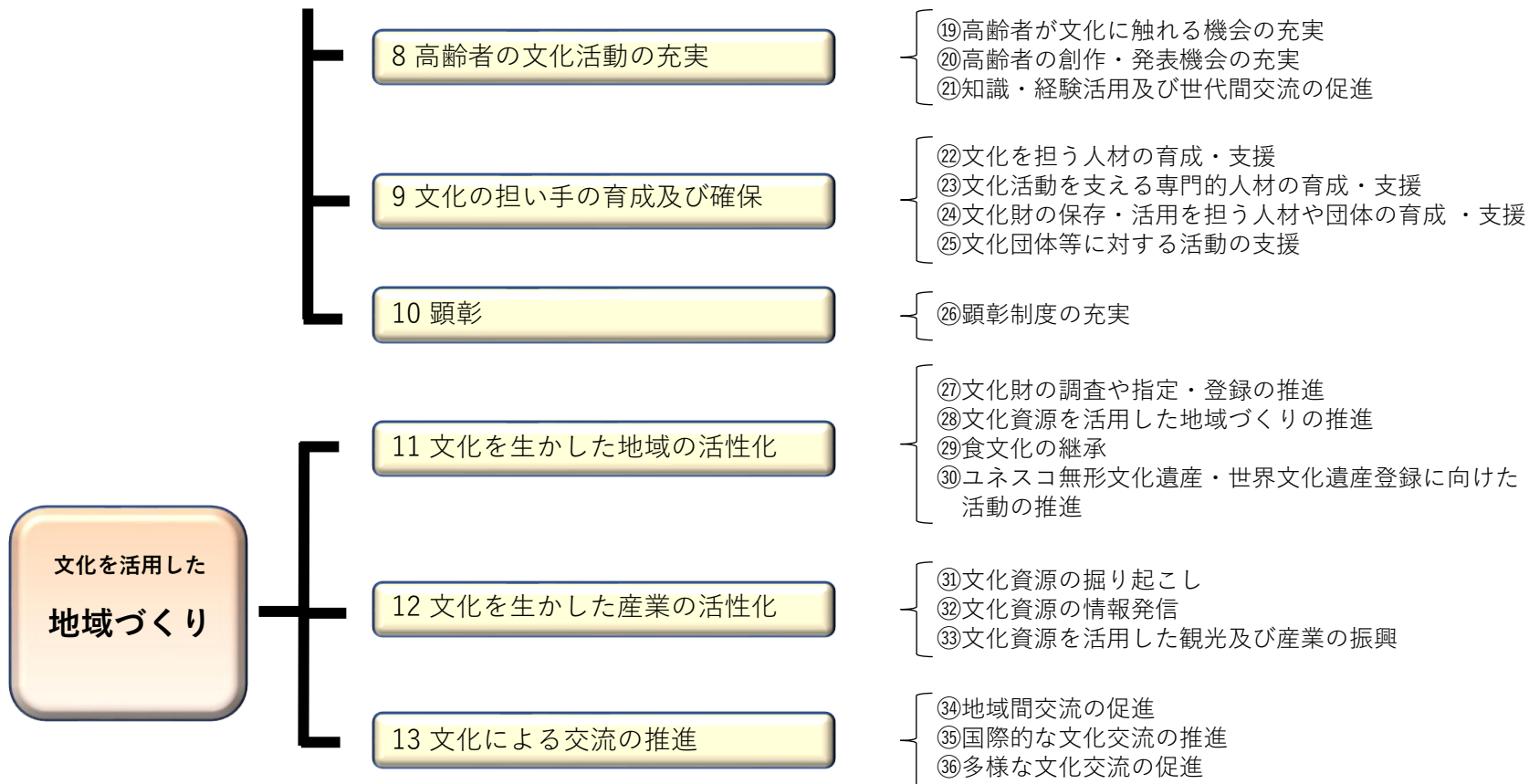
### Ⅲ その他報告事項

#### 【施策の体系】



### Ⅲ その他報告事項

#### 【施策の体系】



## 令和4年度「人権に関する県民意識調査」結果の概要について

人権同和対策課

### 1 調査目的

人権に関する県民意識の実態を把握し、今後の人権施策の適切な推進に活用する。なお、平成15年度以降5年間隔で実施してきたが、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」（令和4年3月14日公布・施行）に基づく「宮崎県人権施策基本方針」を令和5年度に策定予定のため、1年前倒しで調査を実施した。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査項目

次の項目を内容とした全20問の調査

①人権全般について

②各人権問題について

(女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、「H I V感染者・エイズ患者およびその家族」や「ハンセン病患者・回復者およびその家族」、新型コロナウイルス感染症、犯罪被害者等、インターネット、性的マイノリティ)

③人権問題への取組について

#### (2) 調査方法

①調査時期：令和4年9月

②調査対象：県内在住の18歳以上の方から、3,000人を無作為に抽出

③調査方法：調査票を郵送し、郵送またはインターネット回答

④回答者数：1,281人／3,000人 [回答率 42.7%] (前回 36.4%)

※郵送1,043通 [81.4%] / インターネット238通 [18.6%]

### Ⅲ その他報告事項

## 3 結果の概要

### (1) 人権全般

#### ① 「宮崎県は人権が尊重される県になっているか」

「今の宮崎県は『人権が尊重される県』になっていると思うか」という設問に対して、肯定的回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が、前回調査よりも増加している。

	R 4 調査	H 3 0 調査	H 2 5 調査
そう思う・どちらかといえばそう思う	4 8 . 0 %	4 1 . 9 %	4 7 . 7 %
そうは思わない・どちらかといえばそうは思わない	1 6 . 1 %	1 8 . 3 %	1 6 . 2 %
どちらともいえない・わからない	3 4 . 2 %	3 7 . 8 %	3 3 . 9 %

#### ② 「あなたは他の人の人権を尊重しているか」（新設）

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」において、相互の人権尊重を規定しているため、「他の人の人権を尊重しているか」の意識を問う設問を新たに追加した。

	R 4 調査
そう思う・どちらかといえばそう思う	8 1 . 1 %
そうは思わない・どちらかといえばそうは思わない	2 . 7 %
どちらともいえない・わからない	1 5 . 0 %

#### ③ 人権侵害の経験の有無

「人権侵害を受けたことがある」と答えた割合は、前回調査よりも増加している。

なお、人権侵害を受けた理由としては、「容姿」(22.2%)が最も高く、次いで「女性であること、男性であること」(19.5%)、「職業」(18.9%)であった。また、を受けた人権侵害の内容は、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」(42.7%)が最も高く、次いで「いじめ、仲間はずれ、無視、嫌がらせ」(31.5%)、「パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント」(30.7%)であった。

	R 4 調査	H 3 0 調査	H 2 5 調査
人権侵害を受けたことがある	2 8 . 5 %	2 6 . 5 %	2 4 . 8 %
人権侵害を受けたことがない	6 9 . 3 %	7 2 . 4 %	7 3 . 6 %

### Ⅲ その他報告事項

#### ④人権問題への関心

「子どもに関する人権問題」の関心が最も高くなっている。また、「障がいのある人」、「インターネット」、「女性」、「高齢者」等、メディアでの報道を含め、日常で接することが多い問題への関心が高い。

	R 4 調査	H 3 0 調査	H 2 5 調査
①子どもに関する人権問題	65.6%	69.4%	68.2%
②障がいのある人に関する人権問題	40.5%	39.1%	29.4%
③インターネットにおける人権問題	35.2%	31.4%	33.0%
④女性に関する人権問題	32.8%	31.7%	24.1%
④高齢者に関する人権問題	32.8%	34.0%	33.5%

#### (2) 個別の人権問題

##### ①新型コロナウイルス感染症に関する人権問題（新設）

人権上問題があると思うことを選ぶ設問に対して、「感染者やその家族が、誹謗中傷や差別的な取扱いを受ける」が最も高い。

	R 4 調査
①感染者やその家族が、誹謗中傷や差別的な取扱いを受ける	50.5%
②治療にあたる医療従事者、流通業などの社会生活の維持に欠かせない職業に就いている人やその家族が、誹謗中傷や差別的な取扱いを受ける	39.3%
③集団感染が発生した医療機関・施設・学校・店舗などが、誹謗中傷を受ける	37.8%

### Ⅲ その他報告事項

#### ②同和問題

「同和地区（被差別部落）はどういう理由でできたか」との設問に対して、「歴史的過程で形づくられたもの」（42.7%）との回答の割合が、前回調査(50.0%)よりも減少している。

	R 4 調査	H 3 0 調査	H 2 5 調査
①歴史的過程で形づくられた	42.7%	50.0%	42.9%
②わからない	24.7%	28.8%	29.1%
③職業上の理由から	11.1%	6.9%	10.0%

また、「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」との設問に対して、肯定的な回答（「子どもの意思を尊重し、親として支援・助力していく」、「子どもの意思にまかせる」）（計64.4%）が、前回調査(60.3%)よりも増加している。

		R 4 調査	H 3 0 調査	H 2 5 調査
肯定的	子どもの意思を尊重し、親として支援・助力していく	33.7%	30.8%	29.3%
	子どもの意思にまかせる	30.7%	29.5%	29.3%
否定的	親として反対するが子どもの意思が強ければしかたない	10.2%	10.6%	11.7%
	家族の者や親戚の反対があれば結婚を認めない	1.0%	1.6%	1.6%
	絶対に結婚を認めない	1.1%	1.5%	1.3%
	わからない	20.6%	22.5%	21.7%



### Ⅲ その他報告事項

## 国スポ・障スポに向けた県有主要3施設の整備状況について

国スポ・障スポ準備課

### 1 陸上競技場

#### ① 整備スケジュール

令和3年12月 主競技場建設着工

令和6年12月 主競技場完成予定

令和7年3月 投てき練習場完成予定

#### ② 進捗状況

令和5年1月末進捗率 16.0%



令和5年1月撮影

### 2 プール

#### ① 整備スケジュール

令和3年9月 PFI事業着手（設計）

令和4年11月 建設着工

令和6年12月 プール完成予定

#### ② 進捗状況

令和5年1月末進捗率 8.1%



令和5年1月撮影

## Ⅲ その他報告事項

### 3 体育館

#### ① 整備スケジュール（当初）

令和3年9月 建設着工（サブアリーナ）

令和5年5月 サブアリーナ完成予定

令和7年9月 メインアリーナ完成予定

#### ② 進捗状況

令和5年1月末進捗率 27.9%

当初の計画より約3ヶ月の遅れが生じている。

#### 【工事の遅延理由】

ア 土留め工事における地盤(転石)に対する工法の検討対応

イ 地中障害物(浄化槽)の撤去

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響による労働力不足と台風等によるコンクリート打設機器等の調達・日程調整

エ 大型台風(14号)の強風対策のため足場の解体・再設置

※ 令和4年8月以降、集中的に労働者（九州各県から延べ160人）を確保し、当初の計画どおりの完成を目指したものの、同時期の台風大雨等の影響により遅延の大幅短縮とはならなかった。

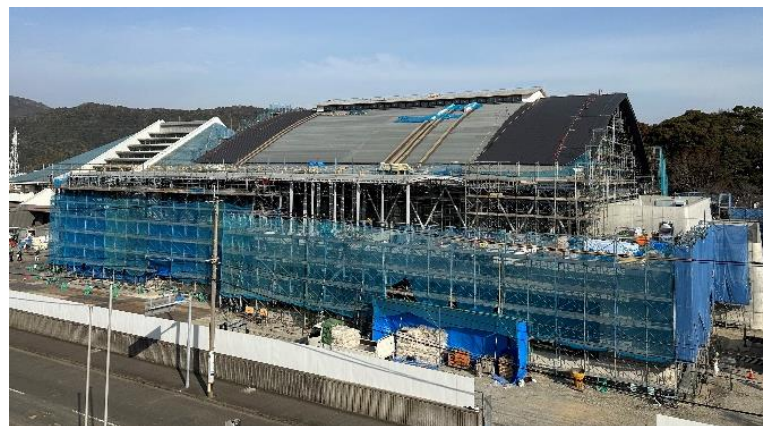
#### ③ サブアリーナの完成時期について

サブアリーナの完成時期は令和5年7月下旬になる見込み。

※ メインアリーナの完成時期も3ヶ月程度延伸する見込み。

#### ④ 完成時期変更による現市民体育館利用者への影響

サブアリーナの完成後に市民体育館の解体を行うことにより施設の継続利用が可能であることから、利用者への影響は少ない。



令和5年1月撮影

## 県有主要施設（体育館・陸上競技場）の維持管理について

国スポ・障スポ準備課

### 1 体育館

県と延岡市が共同で整備を進めている新宮崎県体育館（以下「新体育館」という。）の維持管理に関し、新体育館の整備等に関する協定書及び同覚書（令和2年3月締結）に基づき以下のとおりとする。

#### （1）管理運営

##### ア 管理運営の方針

- ・ 県は、指定管理者制度により全体の管理運営を行う。

##### イ 市の負担

- ・ 延岡市は、廃止する市民体育館の管理運営に要していた費用相当額（新型コロナ以前の実績額相当）を負担する。

##### 【市が負担する理由】

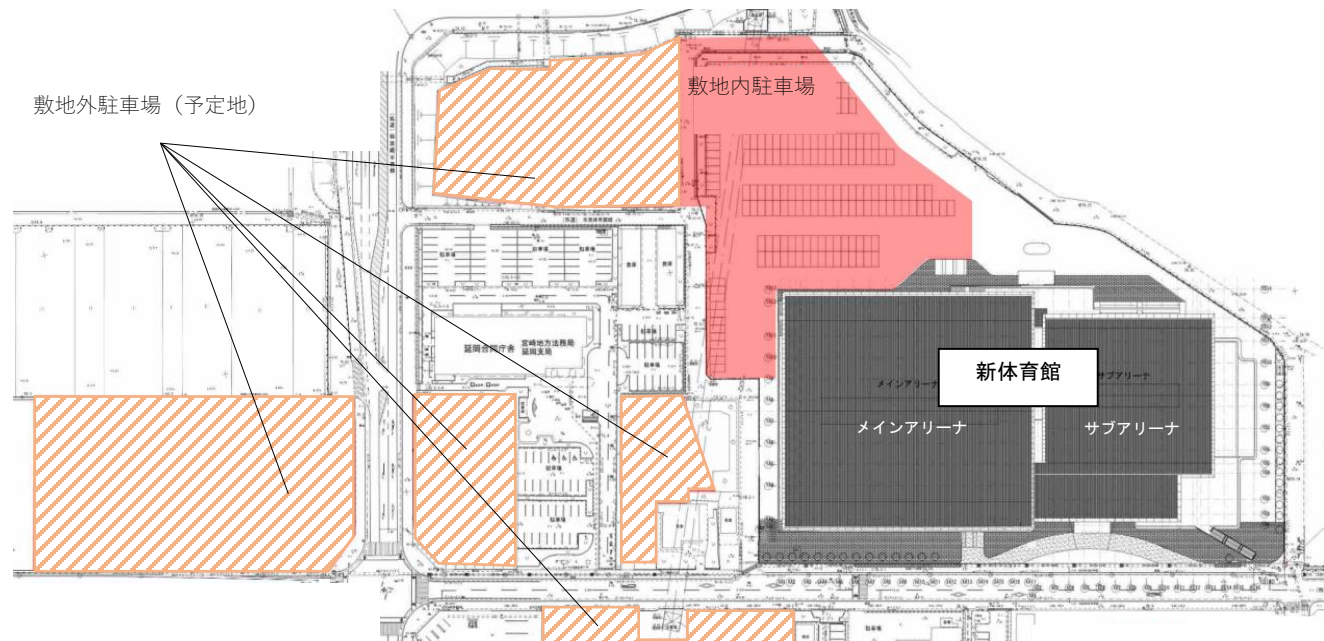
- ・ 新体育館は、県と延岡市が連携して共同で整備及び管理運営に取り組む施設であるため。
- ・ 新体育館は、従来の県体育館としての機能に加え、廃止する延岡市民体育館の機能を引き続き担える施設として計画しているため。

#### （2）施設改修

施設整備の役割分担と同様に、新体育館及び敷地内駐車場は県、敷地外駐車場は市が負担する。

### Ⅲ その他報告事項

施設名		土地所有	施設所有	施設整備費	管理運営費	施設改修費
新体育館	メインアリーナ	市	県	県	県市分担	県負担
	サブアリーナ					
駐車場	敷地内駐車場		市	市		
	敷地外駐車場					



### Ⅲ その他報告事項

## 2 陸上競技場

県と都城市が共同で整備を進めている（仮称）新宮崎県陸上競技場の維持管理に関し、県立陸上競技場の整備等に関する協定書及び同覚書(平成31年2月締結)に基づき以下のとおりとする。

#### (1) 管理運営

##### ア 管理運営の方針

- ・ 県は、指定管理者制度により県所有の施設（①）の管理運営を行う。
- ・ 都城市は、指定管理者制度により市所有の施設（②、③、④）の管理運営を行う。

##### イ 県・市の分担

- ・ 管理運営について、県所有の施設（①）は県、市所有の施設のうち多目的広場等（④）は市が負担する。
- ・ 補助競技場（②）及び駐車場・調整池等（③）は、県・市が分担して負担することとし、その負担割合は、県の施設（①）と市の施設（④）の施設面積（県：53,712㎡(70.2%)、市：22,800㎡(29.8%)）の割合（県：7割、市：3割）を適用する。

##### 【県市が分担する理由】

- ・ 補助競技場（②）及び駐車場・調整池等（③）は、施設の性質上、県・市の共通施設であるため。

施設名	土地所有	施設所有	施設の性質	管理運営費	施設改修費
① 主競技場・投てき練習場	市	県	県の陸上競技場	県負担	県負担
② 補助競技場 (①の補助競技場・市の陸上競技場)		市	県・市の共通施設	県市分担	県市分担
③ 駐車場・調整池・その他造成に伴い整備した公園施設					
④ 多目的広場・芝生広場・児童公園・体育館			市の公園施設	市負担	市負担

【その他報告】 県有主要施設（体育館・陸上競技場）の維持管理について

### Ⅲ その他報告事項

#### (2) 施設改修

- ・管理運営と同様に県所有の施設（①）は県、多目的広場等（④）は市が負担する。
- ・補助競技場（②）は第1種陸上競技場公認に付随する場合は県、それ以外は市が負担する。
- ・駐車場・調整池等（③）は県・市が分担して負担することとし、負担割合は管理運営と同様の割合（県：7割、市：3割）を適用する。

